

京都市「非居住住宅利活用促進税」の概要

税目	非居住住宅利活用促進税(法定外普通税)
課税客体	市街化区域内に所在する非居住住宅(住宅のうち、その所在地に住所を有する者がないもの)
課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋価値割 : 非居住住宅に係る固定資産評価額(家屋) ・立地床面積割 : 非居住住宅の敷地の用に供する土地に係る 1 m²当たり固定資産評価額 × 当該非居住住宅の延べ床面積
納税義務者	非居住住宅の所有者
税率	<p>(家屋価値割) 0.7%</p> <p>(立地床面積割) 家屋価値割の課税標準 700万円未満 : 0.15% 700万円以上900万円未満 : 0.3% 900万円以上 : 0.6%</p>
収入見込額	(平年度) 約 9.5億円
非課税事項等	<p>(免税点) 家屋価値割の課税標準が、条例施行後 5 年間は100万円未満のもの（本則上は20万円未満）</p> <p>(課税免除) ・事業の用に供しているもの又は 1 年以内に事業の用に供することを予定しているもの ・賃貸又は売却を予定しているもの（事業用を除く）※ <small>※ ただし、1年を経過しても契約に至らなかった場合は免除しない</small> ・景観重要建造物その他歴史的な価値を有する建築物 等</p> <p>(減免) ・転勤中、海外赴任中のため、居住していないもの（ただし、5 年間のみ） ・入院、施設入居中のため、居住していないもの 等</p> <p>(徴収猶予) ・非居住住宅の所有者が死亡した場合等は、当該事実が発生した日から 3 年間</p>